

トラック運送事業者に対する監督指導結果

平成 28 年 8 月 19 日
京都労働局労働基準部監督課

年別	項目	監督 件数	違反 件数	違反率 (%)	条文別違反率(%)			改善基準違反(※)		改善基準の内容別違反率(%)					
					労働時 間 32条	休日 35条	割増賃 金 37条	違反件数	違反率(%)	総拘束 時間	最大拘 束 時間	休息時 間	最大運 転 時間	連続運 転 時間	休日労 働
平成27年	全 国 道路貨物 運送業	2,916	2,497	85.6	61.8	5.8	22.4	2,022	69.3	44.6	55.1	43.3	21.2	33.7	5.2
	京都府 道路貨物 運送業	77	64	83.1	70.1	10.4	35.1	52	67.5	51.9	50.6	46.8	26.0	35.1	9.1
平成26年	全 国 道路貨物 運送業	2,933	2,449	83.5	59.2	6.8	24.0	1,952	66.6	42.9	54.6	42.3	21.8	34.6	6.0
	京都府 道路貨物 運送業	64	56	87.5	71.9	9.4	32.8	48	75.0	62.5	56.3	46.9	18.8	39.1	7.8

(※) 改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示(裏面参照)を指します。

- ・監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の概要【トラック運転者】

●拘束時間と休息期間の考え方

		勤務日（非休日）		休日
終業	始業	終業	始業	
休息期間		拘束時間	休息期間	休息期間8時間＋24時間 ＝32時間

労働時間	休憩時間	労働時間	※休憩時間には仮眠時間を含む。
------	------	------	-----------------

作業時間	手待ち時間	作業時間	手待ち時間	※作業時間（運転・整備・荷扱い） ※手待ち時間（荷待ち等）
------	-------	------	-------	----------------------------------

●改善基準告示の概要

1. 拘束時間（始業から終業までの時間）

- ・ 1日 原則 13時間以内（延長する場合でも最大 16時間以内）
- ・ 15時間超えは 1週間 2回以内
- ・ 1か月 293時間以内
 - ※ 労使協定があるときは、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において 1か月320時間まで延長可
 - ※ 2人乗務の場合、隔日勤務の場合、フェリーに乗船する場合に特例あり（16時間を超える拘束時間も可）

2. 休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）

- ・ 継続 8時間以上（運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように）
- ※ 2人乗務の場合、隔日勤務の場合、フェリーに乗船する場合に特例あり

3. 運転時間

- ・ 2日平均で 1日 9時間以内
- ・ 2週間平均で 1週間 44時間以内

4. 連続運転時間

- ・ 4時間以内（連続運転時間は、1回が連続10分以上かつ合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）

5. 休日労働

- ・ 2週に 1回以内、かつ 1か月及び拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

●労働基準法による休日の取得

- ・ 毎週少なくとも 1日の休日か、4週間を通じて 4日以上の日を与えなければならない